

「ケンセツジョブフェス2026」(仮称) 実施事業業務委託仕様書

1 委託する業務名

「ケンセツジョブフェス2026」(仮称) 実施事業業務委託

2 業務の趣旨・目的

建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害復旧や除雪等の担い手として、地域の安全・安心を支える基幹産業であるが、その重要性をはじめ、やりがいや魅力などが、将来を担う若年層に十分に伝わっておらず、担い手不足が深刻となっている。

少子化が進む中、地域建設業の担い手を確保するためには、県内の小中高校生及びその保護者世代に対し、県内建設企業で働くことの魅力を幅広く発信し、将来、県内建設企業に入職してもらうことが必要である。

そこで、県内の小中高校生及びその保護者世代を対象としたイベントを開催し、建設業の仕事紹介を通じて建設業に興味を持ってもらうとともに、建設業の社会的役割の大きさや、仕事内容及び働き方に対する理解を深める機会を創出することにより、若年層の入職を増やすことを目的とする。

広告クリエイティブの制作にあたっては、ターゲット層に応じて実施手法を変更するとともに、カスタマージャーニーに基づいた手法の構築により、効率的かつ効果的に実施することを目指す。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年10月30日(金)まで

4 イベントの概要

(1) 開催年月日

令和8年9月26日(土) 10:00~15:00(予定)

(2) 開催場所

・富山駅イベントスペース(エリアA, B, D, F, H, G)

・富山駅北駐車場バス駐車場(エリア7~13)

※エリアは、別添「富山駅周辺図」、別添2「富山駅北駐車場バス駐車場見取り図」を参照

5 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

(1) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

・本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

ア 建設業の仕事に関心が無い、関心はあるがイメージが良くない人

地域	富山県
年代	中高生を中心に 小学生及び保護者世代を含む

価値観	将来の就職先の候補に建設業の仕事が無い 建設業に3K（きつい、汚い、危険）のイメージがある
訴求内容	建設業の仕事の認知、建設業で働くことのイメージの向上、建設業の社会的役割への理解の増進

イ 建設業の仕事に関心がある人

地域	富山県
年代	中高生を中心に 小学生及び保護者世代を含む
価値観	将来の就職先の候補に建設業を考えている
訴求内容	建設業で働くことのイメージのさらなる向上、建設業の社会的役割への理解の増進

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は次に示すとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none"> ・最新技術により、建設業は誰にとっても安全で快適な働き方が可能になっていることを知る ・建設業は女性にとって働きやすい職場であり、多くの女性が活躍していることを知る ・建設業の社会的役割に対する理解を深める。 ・建設業の仕事に関心を持ち、建設業情報発信サイト「富山をTSUKURU」※で情報を得る ・建設業への入職を前提に、就職説明会への参加や会社訪問を行う ・建設系学科のある高校や大学に入学する ・県内建設企業に就職する
------	--

※「富山をTSUKURU」 <https://www.pref.toyama.jp/tsukuru/index.html>

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(2) 目標値(KPI)の設定

- ・5(1)(ア)のターゲットについては、来場者アンケートによるイメージの向上数、5(1)(イ)のターゲットについては、建設業情報発信サイト「富山をTSUKURU」のアクセス数を目標値の一つとして、必ず設定すること
- ・その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。

- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) イベント企画

- ・本事業のイベント名を提案し、イベントの広報に利用すること。
- ・団体（R7実績：出展10団体）、高等学校（R7実績：出展3校、パフォーマンス協力4校）及び県が円滑に出展できるよう企画、調整を行うこと
- ・イベントの企画にあたっては、事前に開催場所を所管する富山市へ相談し、実施可能か確認すること（特に、重機の搬入については、富山市へ相談のうえ慎重に行うこと）
- ・富山駅イベントスペースのうち、使用するエリアは、A、B、D、F、H、Gとし、各エリアについて、富山市から全面の使用許可を得ること。
ただし、エリアD、F、H、Gは、必ずしも全面を使用しなくてもイベント運営に支障がないと考えられる場合は、県と協議の上、使用面積を決定することとする。
- ・富山駅北駐車場バス駐車場において、重量を要する建設機械の操作体験を運営すること。機材は出展団体が用意するため、受注者は場所の確保、出展団体等との連絡調整、参加者の誘導等を担当すること。
使用するエリアは7～13とし、富山市及び指定管理者から使用許可を得ること。また、富山駅イベントスペースから富山駅北駐車場バス駐車場に参加者をスムーズかつ安全に誘導できるようにすること。なお、実施にあたっては、参加者の安全を確保するために十分な措置を講じること。
- ・大型モニターを設置し、建設業のPR動画を放映すること
なお、PR動画は団体から提供を受けたものを放映することとし、大型モニター（86インチ）の設置に係る費用は受注者が負担すること。
- ・出展団体が建設業の仕事紹介（体験、実演、展示等）を円滑に行えるよう、調整の上、各団体にブースを割り当てること。
- ・建設業が有する社会的価値、建設業の魅力的な仕事内容及び働き方、建設業が女性にとって働きやすい環境であること等が幅広い世代の来場者に伝わり、建設業に対する誤った認識が是正され、建設業界や県内建設企業への就職への意識が高まるような独自の企画を実施できる場合、提案すること。（提案した企画は、準備及び当日の運営を受注者において行うこと。）
- ・富山県が企画する現場見学会の周知、参加者の募集、当日の出欠管理等を行うこと。
- ・富山県が企画するブースのためのスペースを設置すること。また、県からの指示に応じ、パネル等を用意すること。
- ・その他、ターゲットの来場につながる企画を提案し、実施すること。

(4) イベント運営

① 進行管理、運営等

- ・会場の確保、会場との連絡調整や諸手配（支払い含む）を行うこと。
- ・進行台本、会場レイアウト、人員体制、緊急時対応等を含んだ運営マニュアルを作成し、事前に県と協議して承認を得ること。
- ・会場設営（機材の手配・設置を含む）、当日進行、団体誘導、会場整理等、イベントの進行に必要な一切の業務を行い、関係者と連携をとりながら円滑な運営を図ること。

- ・ 開催場所への備品搬出入は各駐車場より行うこと
やむをえず開催場所へ車両で進入する場合は、事前に富山市に許可を得ること
備品搬出入にあたっての注意点を予め出展団体に十分周知すること
- ・ のぼり旗を最低8本作成し、イベント当日に使用すること。
- ・ 総合案内所の設置及び運営を行うこと。
- ・ 表彰イベントを実施できるスペースを設置すること。
- ・ イベント傷害保険に加入すること。
- ・ 雨天時の対応について、富山県及び出展団体に予め周知すること。
- ・ イベントの様子を撮影し、電子データで提出すること。
- ・ 来場者にアンケートを行うこと。また、効果的なアンケートの集計方法について提案すること。
- ・ その他企画の実施に必要な準備一切を行うこと。

②出展団体、高等学校との連絡調整

- ・ 出展団体、高等学校との連絡調整を行うこと。
- ・ 出展団体、高等学校に対して、イベント開催当日の事前説明及び会場確認を行うこと。

(5) 受注者による広告運用計画の作成

- ・ 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

(ア)本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ)事業期間を通じた広告の運用方針、カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- B) 掲出プラットフォーム（Google、Instagram、新聞等）
- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D) 各広告（上記C）の経費配分のバランス方針
- E) 各広告（上記C）の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール（後述（7）参照）

(ウ)情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述（6）参照）

(エ)広告効果の検証及び運用の見直し方法

(オ)目標設定（前述（2）参照）

(カ)その他必要な事項

(6) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

- ・ ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること。広告クリエイティブの内容については、下記のとおりとし、その他効果的な手法があれば提案すること。

- ① イベントのチラシを制作し、富山県内の中学校、高等学校（全日制、定時制、通信制）、高等支援学校及び富山高等専門学校（1～3学年）の全生徒に対し配付すること（A4サイズ、両面カラー刷り）。

- ② イベントの特設サイトを開設し、各ブースの出展内容や会場内の見取り図等を掲載すること。
- ③ ①②以外に、新聞等の紙媒体での広告や、ウェブ、SNS等の電子媒体での広告など、ターゲットを見据え、高い広報効果が見込める内容、部数・回数、媒体等を提案し、実施すること。
- ④ 電子媒体での広告を実施する場合、広告の閲覧数等の数値目標について、項目や把握方法も含め、提案に必ず盛り込むこと。
- ⑤ 広告を実施するにあたっては、予め県に内容を提出し、了承を得ること。
- ⑥ 提案した数値目標等を達成するよう努めるとともに、結果を業務完了後に提出する実績報告書に記載すること。

(7) 広告の運用管理

- ・ 広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

(8) 効果測定、改善

- ・ 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。

6 成果物及び提出物

(1) 広告クリエイティブ

- ・ 本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること（チラシについては、令和8年8月24日（月）までに紙媒体でも納品すること。）。

(2) 実績報告書

- ・ 令和8年10月30日（金）までに、以下の内容を含んだ実績報告書（任意様式、電子媒体1部）を提出すること。
 - (ア) 本業務にかかる効果検証分析レポート
 - (イ) 本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆
 - (ウ) イベントで撮影した写真
 - (エ) 来場者アンケートの集計・分析（アンケートの集計・分析にあたっては、データのクロス集計を行うなど、イベントの効果を詳細に考察するとともに、集計データを実績報告書と併せて提出すること。）
 - (オ) その他県が必要と認めた資料

7 その他業務実施上の条件

- (1) 「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。

- (2) 事業の実施においては、富山県土木部建設技術企画課建設業係（以下「県」という。）に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、県の指示のもと必要に応じた修正を随時行うこと。
- (3) 本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権、著作権、著作隣接権、商品化権及び意匠権は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (4) 受注者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (5) 個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 什器・備品、音響設備等は委託料に含めること。
- (8) イベントの周知は受注者が全て行うこと。
- (9) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受注者の責任と費用分担において解決すること。
- (10) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること。
- (12) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議のなかで企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

デジタルマーケティング留意事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務用に導入した本業務用 Google Analytics 上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートにてその結果について、要因・改善策を必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時には、内容について富山県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

2 富山県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、各種計測タグ、リターゲティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、富山県が別途指定する「富山県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受注者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「富山県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を富山県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について富山県の承認を得ること。また、「富山県 Google タグマネージャー」の設定については事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、富山県が別途指定するルールに基づいて、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業において、最終成果地点に至るまでの重要な指標を KPI として定め、Google アナリティクス上に目標設定を行いレポート並びに、分析・考察レポートを最終的に提出すること。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に富山県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「富山県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、富山県公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、富山県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 SNS 広告を利用する場合

- (1) 富山県公式 SNS のビジネスマネージャーや富山県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS 広告を展開する場合は、富山県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対する SNS のリマーケティングの設定を行うこと。

6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 富山県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報(動画視聴者リマーケティングリスト等)を蓄積すること
- (2) YouTube を利用する場合は、作成した動画は富山県が運営する YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰

する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。